

第3回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年5月24日(月) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第11号 三木市・吉川町合併協議会委員の変更について

報告第12号 新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査の回収状況等
について

(2) 協議事項

協議第17号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

(3) 提案事項

提案第18号 各種事務事業(商工観光関係事業)の取扱いについて

提案第19号 使用料、手数料等の取扱い(その1)について

5 その他

第4回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 6月22日(火) 午後2時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

第5回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 7月22日(木) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

6 閉 会

第 3 回 協 議 会 会 議 資 料

平 成 1 6 年 5 月 2 4 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資料索引

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 11 号	三木市・吉川町合併協議会委員の変更について	1
報告第 12 号	新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査の回収状況等について	2
協議事項		
協議第 17 号	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	4
提案事項		
提案第 18 号	各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いについて	8
提案第 19 号	使用料、手数料等の取扱い（その 1）について	13

報告第11号

三木市・吉川町合併協議会委員の変更について

三木市・吉川町合併協議会委員を次のとおり変更したので報告する。

平成16年5月24日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

区 分	変 更 前	変 更 後	備 考
2号委員	室 谷 仁 美	森 本 吉 治	三木市議会議長

委嘱日 平成16年5月14日

報告第12号

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査の回収状況等について

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査の回収状況等について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月24日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

新市まちづくり計画策定に係わる
住民意向調査の回収状況等について
(5 月 14 日 集 計 分 まで)

1 回収状況

	発送数 A	回収数 B	回収率 (%) B / A
三木市	3,477	1,453	41.8
吉川町	1,523	741	48.7
不 明	-	22	-
計	5,000	2,216	44.3

2 回答状況

(1) 現サービスで住民が一番満足しているもの

- 三木市 役所の窓口サービス、ごみの分別やりサイクルの推進、自然環境・景観の保全、下水道の整備 など
- 吉川町 役場の窓口サービス、ごみの分別やりサイクルの推進、自然環境・景観の保全 など

(2) 現サービスで住民が一番不満に思っているもの

- 三木市 公共交通（バス、鉄道）の整備、公共料金（上下水道、保育料など）、道路の整備 など
- 吉川町 公共交通（バス、鉄道）の整備、道路の整備、公共料金（上下水道、保育料など）、医療・福祉の充実 など

(3) 合併による期待で一番多いもの

- 三木市 新しい発想のまちづくりが可能になる
- 吉川町 様々な公共施設の利用が可能になる

(4) 合併による不安で一番多いもの

- 三木市 公共料金（水道、保育料など）が値上げになる
- 吉川町 役所までの距離が長くなる

(5) 合併により重点的に取り組むべき事項で一番多いもの

- 三木市 医療・福祉の充実、公共交通（バス、鉄道）の整備
- 吉川町 医療・福祉の充実、身近な行政窓口の設置、公共交通（バス、鉄道）の整備

協議第17号

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針については、別紙のとおりとする。

平成16年5月24日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)により策定する新市建設計画について、以下の方針で取り組むものとする。

1. 新市建設計画の趣旨と位置づけ

本計画は、三木市・吉川町の合併後のまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示す指針となるものであるとともに、合併の適否の判断材料となるものである。

また、本計画の内容については、合併後の新市において策定される総合計画に引き継ぐものとする。

2. 新市建設計画の内容

(1) 計画の対象地域

この計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10ヵ年とする。

(3) 計画の構成

本計画における主な策定項目は以下のとおりとする。

- ・新市建設計画策定の背景と方針
- ・新市の概況
- ・新市建設の基本方針
- ・新市の施策
- ・公共施設の適正配置と整備
- ・財政計画

3. 計画策定上の留意事項

(1) 三木市総合計画及び吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを活かしながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とする。

(2) 中・長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とする。

(3) 本計画に位置づける施策・事業等については、住民サービスの充実に図るとともに、新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要とされるものについて選定し、過剰に見積もることのないように留意する。

(4)住民ニーズの反映のしくみや効率的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や行財政改革に資するように配慮する。

4. 住民意向の反映

計画の策定過程において、住民意識調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めるものとする。

提案第18号

各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年5月24日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工観光関係事業の取扱い
調整内容	1 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 中小企業等融資制度について 中小企業振興資金融資斡旋制度要綱 一般資金(運転) 貸付限度額 2,000万円以内 貸付期間 60カ月以内 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 一般資金(設備) 貸付限度額 2,000万円以内 貸付期間 72カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 公害防止設備資金 貸付限度額 800万円以内 貸付期間 72カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 共同事業運営資金 貸付限度額 1,000万円以内 貸付期間 6カ月以内 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 大型店対策資金(運転) 貸付限度額 1,000万円以内 貸付期間 500万円以下 60カ月以内 500万円超 72カ月以内 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払	1 中小企業等融資制度について 無	中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。 融資対象を吉川町まで拡大する。 吉川町内の金融機関(中兵庫信用金庫、JAみのり)を取扱金融機関に加える。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工観光関係事業の取扱い
現		況	
三木市		吉川町	
		調整の具体的内容	
大型店対策資金(設備) 貸付限度額 1,500万円以内 貸付期間 800万円以下 72カ月以内(内据置6カ月以内) 800万円超 96カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 小規模事業者無担保無保証人資金 貸付限度額 1,000万円以内 貸付期間 60カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 信用保証料補給 融資条件を完全に履行した借入者に全額補給 利息補給 公害防止設備資金 従業員 5人未満 100%、5~19人 80%、20人以上 60% 共同事業運営資金 約定利息の1/2(延滞利息は含まない) 小規模事業者無担保無保証人資金 約定利息の1/5(延滞利息は含まない)			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工観光関係事業の取扱い
調整内容	2 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
2 勤労者住宅資金融資制度について 勤労者住宅資金融資あっせん制度要綱 限度額 1,200万円以内 新築、購入 600万円以内 増改築 融資期間 25年以内 新築、購入 15年以内 増改築 利率 融資機関との協議により決定する率 償還方法 元利均等		2 勤労者住宅資金融資制度について 無	
		調整の具体的内容	
		勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。 融資対象を吉川町まで拡大する。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合することとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の産業振興事業については、引き続き事業の推進に努め、別子山村の地場産業の振興及び就労支援を図るものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	関宿町企業誘致条例は、はやま工業団地の立地企業に対する奨励措置で、関宿町と県企業庁との約束であることから、新市において、関宿町企業誘致条例の内容を継承した条例を制定する。これに加え、市内企業の市外移転が雇用不安を生じさせている状況等を踏まえ、今後整備する工業団地を中心に、企業立地を促進するための支援措置のあり方について検討を行い、方向性が整理された段階で、条例改正や財政・税制措置等必要な施策を講じる。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。 イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。 ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

提案第19号

使用料、手数料等の取扱い(その1)について

使用料、手数料等の取扱い(その1)について、次のとおり提案する。

平成16年5月24日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 火葬場使用料等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 戸籍、住民基本台帳等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 住民生活部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	関係項目																																		
調整内容	1 火葬場使用料等については、合併時に三木市の制度に統一する。																																			
現 況		調整の具体的内容																																		
三 木 市		吉 川 町																																		
1 火葬場使用料		1 火葬場使用料 無																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遺骸</td> <td>大人(12歳以上の者)</td> <td>1死体</td> <td>8,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満の者)</td> <td>1死体</td> <td>5,000円</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>乳児(1歳未満の者)</td> <td>1死体</td> <td>3,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1死胎</td> <td>2,400円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚物</td> <td>胞衣産褥</td> <td>1個</td> <td>2,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>医療汚物</td> <td>1個</td> <td>1,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	使用料		市内	市外	遺骸	大人(12歳以上の者)	1死体	8,000円	20,000円	小人(12歳未満の者)	1死体	5,000円	12,500円	乳児(1歳未満の者)	1死体	3,000円	7,500円	死産児	1死胎	2,400円	6,000円	汚物	胞衣産褥	1個	2,000円	5,000円	医療汚物	1個	1,000円	2,500円		
種別	区分				単位	使用料																														
		市内	市外																																	
遺骸	大人(12歳以上の者)	1死体	8,000円	20,000円																																
	小人(12歳未満の者)	1死体	5,000円	12,500円																																
	乳児(1歳未満の者)	1死体	3,000円	7,500円																																
	死産児	1死胎	2,400円	6,000円																																
汚物	胞衣産褥	1個	2,000円	5,000円																																
	医療汚物	1個	1,000円	2,500円																																
2 小動物火葬手数料		2 小動物火葬手数料 無																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>1死体</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>ねこ</td> <td>1死体</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記金額に消費税等が加算される。</p>	種別	単位	手数料	犬	1死体	2,000円	ねこ	1死体	2,000円																										
種別	単位	手数料																																		
犬	1死体	2,000円																																		
ねこ	1死体	2,000円																																		
		合併時に三木市の制度に統一する。																																		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 住民生活部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	関係項目	専門部会名 住民生活部会			
調整内容	2 戸籍、住民基本台帳等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。					
区分	手数料の種類	現 況		調整の具体的内容		
		三木市		吉川町		
		単 位	手数料	単 位	手数料	
戸籍法	戸籍の謄抄本交付手数料	1通	450円	1通	450円	合併時に三木市の制度に統一する。
	戸籍の記載事項証明書交付手数料	1件	350円	1件	350円	合併時に三木市の制度に統一する。
	除かれた戸籍の謄抄本交付手数料	1通	750円	1通	750円	合併時に三木市の制度に統一する。
	除かれた戸籍の記載事項証明書交付手数料	1件	450円	1件	450円	合併時に三木市の制度に統一する。
	届出・申請の受理証明書又は届書その他受理した書類の記載事項証明書交付手数料	1通	350円	1通	350円	合併時に三木市の制度に統一する。
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1通	1,400円	1通	1,400円	合併時に三木市の制度に統一する。
	届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件	350円	1件	350円	合併時に三木市の制度に統一する。
道路運送車両法	臨時運行許可申請手数料	1両	750円	-	-	合併時に三木市の制度に統一する。
住民基本台帳法	住民票又は除かれた住民票の写しの交付手数料	1通	300円	1通	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	300円	1件	300円	合併時に三木市の制度に統一する。 (1人1回を1件とし、1時間を超える時は、1時間までごとに300円を加える。)
	住民票の記載事項に関する証明手数料	1通	300円	1通	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件	500円	1枚	500円	合併時に三木市の制度に統一する。
	外国人登録法	外国人登録原票の記載事項に関する証明手数料	1通	300円	1枚	300円
その他	外国人登録原票の写しの交付手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	印鑑に関する証明手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	印鑑登録証の交付又は再交付手数料	1件	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	不在又は不在籍に関する証明手数料	1通	300円	-	-	合併時に三木市の制度に統一する。
	埋葬又は火葬に関する証明手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
その他市町の事務に属する事項に関する証明手数料	1件	300円	1件	300円	合併時に三木市の制度に統一する。	